

令和 8 年 6 月市議会 総務委員会資料

第 6 6 号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	
(1) 個人の市民税関係	
ア 個人の市民税における住宅ローン控除の見直しについて	3～4
イ 個人の市民税におけるセルフメディケーション税制の見直しについて	5～6
ウ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限の延長について	7
エ 個人の市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置について	8～9
(2) 固定資産税関係	
ア 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定について	10～13
イ 固定資産税の免税点の見直しについて	14
3 長崎市税条例新旧対照表	15～23

財 務 部
令和 8 年 6 月

1 改正の概要

理 由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、長崎市税条例を改正するもの。

改正内容

1 個人の市民税関係

- (1) 個人の市民税における住宅ローン控除の見直し
- (2) 個人の市民税におけるセルフメディケーション税制の見直し
- (3) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限の延長
- (4) 個人の市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置

2 固定資産税関係

- (1) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定
- (2) 固定資産税の免税点の見直し

3 その他

関係条文の整理（条例で引用する地方税法の条文中の項ずれ等）

2 改正の内容

(1) 個人の市民税関係

ア 個人の市民税における住宅ローン控除の見直しについて（市税条例 附則第6条の3）

(ア) 改正の背景

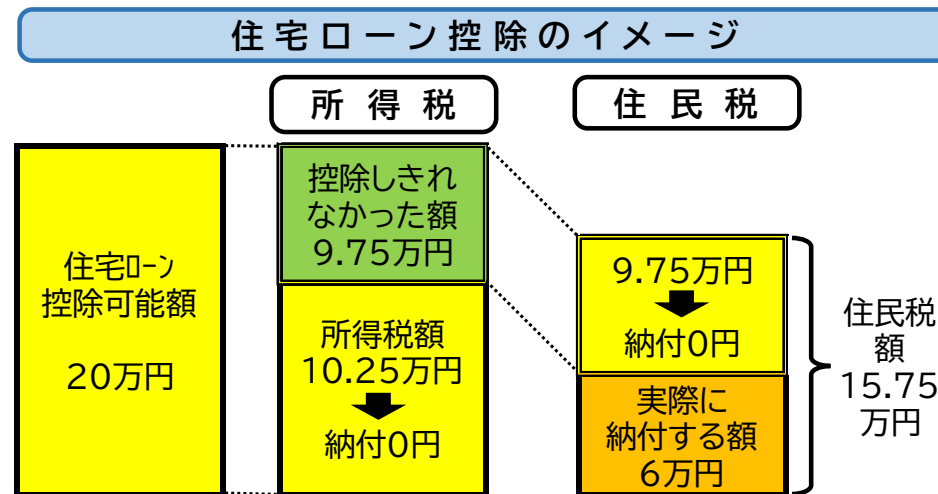
2050カーボンニュートラルの実現に向けて、引き続き省エネ性能の高い住宅の取得を促進していく必要があること、また、世帯構成の変化等を踏まえて幅広い住まいの選択肢を提供するという観点から、住宅ローン控除の要件等の見直しや適用期限の延長（5年）が行われたことから、条例に規定する適用期限を改正するもの。

(イ) 改正の内容

所得税の住宅ローン控除適用者について、所得税額から住宅ローン控除可能額を差し引いた額に控除可能残額があるものにあつては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額と個人住民税控除限度額（※）のいずれか低い額を上限として控除することとしている。

所得税において住宅ローン控除の適用期限の延長の措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、個人住民税からの控除の適用期限を令和12年12月入居分までの5年間延長する。

※控除限度額…所得税の課税総所得金額等の5%
（最高9.75万円）



(ウ) 影 響 額

▲約2,300万円（減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填）

(エ) 施 行 日

令和9年1月1日（令和9年度課税より適用）

(1) 個人の市民税関係

ア 個人の市民税における住宅ローン控除の見直しについて (市税条例 附則第6条の3)

【参考】 ○ 所得税において、以下のとおり住宅ローン控除の見直しが行われた上で、適用期限が令和12年入居分まで5年間延長される。

			現 行		改 正 後	
			入居年R4.1～R5.12	入居年R6.1～R7.12	右記以外	(子育て世帯等)
借入 限度 額	新 築 住 宅 等	認定住宅	5,000万円	4,500万円 (子育て特例は5,000万円)	4,500万円	5,000万円
		Z E H水準 省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 (子育て特例は4,500万円)	3,500万円	4,500万円
		省エネ基準 適合住宅 (注1)	4,000万円	3,000万円 (子育て特例は4,000万円)	2,000万円	3,000万円
		その他の住宅	3,000万円	0円 (注2)	0円	
	既 存 住 宅	認定住宅	3,000万円		3,500万円	4,500万円
		Z E H水準 省エネ住宅				
		省エネ基準 適合住宅			2,000万円	3,000万円
		その他の住宅	2,000万円		2,000万円	
控除期間			13年 ※既存住宅の場合は10年		13年 ※ 既存住宅でその他の住宅の場合は10年	
所得要件			合計所得金額2,000万円以下		合計所得金額2,000万円以下	
控除率			0.7%		0.7%	
床面積要件			50㎡以上 ※ 合計所得金額1,000万円以下で新築の場合は40㎡以上		50㎡以上 ※ 合計所得金額1,000万円以下の場合は40㎡以上 (子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用)	
立地要件			－		災害レッドゾーン(注3)の新築(建替え除く)は R10以降適用対象外(既存住宅等は適用対象)	

(注1) 新築住宅はR10年以降適用対象外 (R9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又はR10年6月30日以前に建築された場合には、借入限度額2,000万円、控除期間10年。)

(注2) R5年12月31日以前に建築確認を受けた場合又はR6年6月30日以前に建築された場合には、借入限度額2,000万円、控除期間10年。

(注3) 開発・建築行為に規制が講じられている、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域(都市再生法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域のみ)

(1) 個人の市民税関係

イ 個人の市民税におけるセルフメディケーション税制の見直しについて（市税条例 附則第6条の2）

(ア) 改正の背景

国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備し、医療費の適正化を図るセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について、適用期限の延長等が行われたことから、条例に規定する適用期限を改正するもの。

(イ) 改正の内容

適用期限について、スイッチOTC医薬品については撤廃し、それ以外の医薬品は令和13年12月31日までに5年間延長する。

※下線部が変更箇所

適用期限	対 象 範 囲
恒久化	スイッチOTC医薬品・・・要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品 【品例】コンタック鼻炎Z、ガスター10、アレグラF X、ロキソニンSなど
5年間 (R8年12月31日 ↓ R13年12月31日)	非スイッチOTC医薬品の内、以下の効能又は効果をもつもの ・外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬（生薬のみからなるものを含む）、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬、消化器官用薬 ※痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品は除外
	OTC検査薬（新型コロナ検査薬、新型コロナ・インフルエンザ検査薬、排卵日予測検査薬）
	薬局製造販売医薬品（税制対象の医薬品と同じ成分を有効成分として含有するもの）

(ウ) 影 響 額

▲約230万円

(エ) 施 行 日

令和9年1月1日（令和10年度課税より適用）

(1) 個人の市民税関係

イ 個人の市民税におけるセルフメディケーション税制の見直しについて （市税条例 附則第6条の2）

【参考】

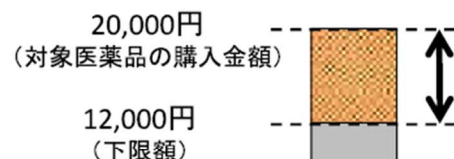
【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品等の購入費用について、年間1万2千円を超えて支払った額を所得控除するもの。（控除額の限度：8万8千円）

なお、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



- 8,000円が課税所得から控除される
(対象医薬品の購入金額: 20,000円 - 下限額: 12,000円 = 8,000円)
- 減税額
 - ・所得税: 1,600円の減税効果 (控除額: 8,000円 × 所得税率: 20% = 1,600円)
 - ・個人住民税: 800円の減税効果 (控除額: 8,000円 × 個人住民税率: 10% = 800円)

(1) 個人の市民税関係

ウ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限の延長について（市税条例 附則第6条の8）

(ア) 改正の背景

就業者の高齢化に伴う離農が進展する中、昨今のウクライナ情勢に伴う飼料穀物の価格高騰による生産コストの増加などで肉用牛経営は厳しい環境にあることから、肉用牛経営の安定と国民から求められる国産牛肉の安定供給を図るため、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限が延長（3年）されたことから、条例に規定する適用期限を改正するもの。

(イ) 改正の内容

肉用牛売却所得の課税の特例の適用期限を、令和9年度までから令和12年度までに3年間延長する。

【肉用牛売却所得の課税の特例】

農業を営む個人が飼育した肉用牛を所定の家畜市場等において売却した場合に、1頭当たりの売却価格が100万円（交雑種80万円、乳用種50万円）未満の肉用牛であって、その年間売却頭数が1,500頭までについて、その売却により生じた事業所得に対する住民税を全額免除している。

所得税は昭和42年度から、住民税は昭和44年度から時限措置として創設され、昭和56年度税制改正において免税基準価格を導入後、現在に至るまで継続している。

(ウ) 適用者 過去5年実績なし

(エ) 影響額 影響なし

(オ) 施行日 公布の日

(1) 個人の市民税関係

エ 個人の市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置について

(市税条例 第25条の3の3)

(ア) 改正の背景

個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲は、所得税において源泉徴収の対象となる公的年金等を有する者等とされているが、所得税の基礎控除額が引き上げられたことに伴い、源泉徴収の対象となる公的年金等の額についても引き上げられた結果、所得税において当該申告書の提出が不要となる公的年金等受給者が生じることとなり、個人住民税の賦課決定に必要な配偶者・扶養親族の有無を把握できない場合が起こりうるようになった。

このため、個人住民税において適正な税額計算ができるよう、個人住民税における同申告書の提出義務について範囲を拡大する措置が講じられたことから、条例に規定する当該申告書の提出義務の範囲を改正するもの。

(イ) 改正の内容

当該申告書の提出義務がない所得税の非課税の者であっても、個人住民税においては課税対象となる公的年金等受給者について、提出を義務化する。



(ウ) 影響額

影響なし

(エ) 施行日

令和9年1月1日（令和10年度課税より適用）

(1) 個人の市民税関係

エ 個人の市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置について

(市税条例 第25条の3の3)

【参考】

扶養親族等申告書の提出義務化（公的年金等支払者を経由して市に提出）

65歳以上の場合のモデルケースイメージ

改正前

年金収入	所得税	住民税	扶養申告
100万円	非課税	非課税	不要
110万円	〃	〃	〃
120万円	〃	〃	〃
130万円	〃	〃	〃
140万円	〃	〃	〃
150万円	課税対象	課税対象	要
160万円	〃	〃	〃
170万円	〃	〃	〃
180万円	〃	〃	〃
190万円	〃	〃	〃
200万円	〃	〃	〃
210万円	〃	〃	〃
220万円	〃	〃	〃

提出

改正後

年金収入	所得税	扶養申告	住民税	扶養申告
100万円	非課税	不要	非課税	不要
110万円	〃	〃	〃	〃
120万円	〃	〃	〃	〃
130万円	〃	〃	〃	〃
140万円	〃	〃	〃	〃
150万円	〃	不要	課税対象	要
160万円	〃	〃	〃	〃
170万円	〃	〃	〃	〃
180万円	〃	〃	〃	〃
190万円	〃	〃	〃	〃
200万円	〃	〃	〃	〃
210万円	課税対象	要	〃	〃
220万円	〃	〃	〃	〃

提出
義務化

継続
提出

(2) 固定資産税関係

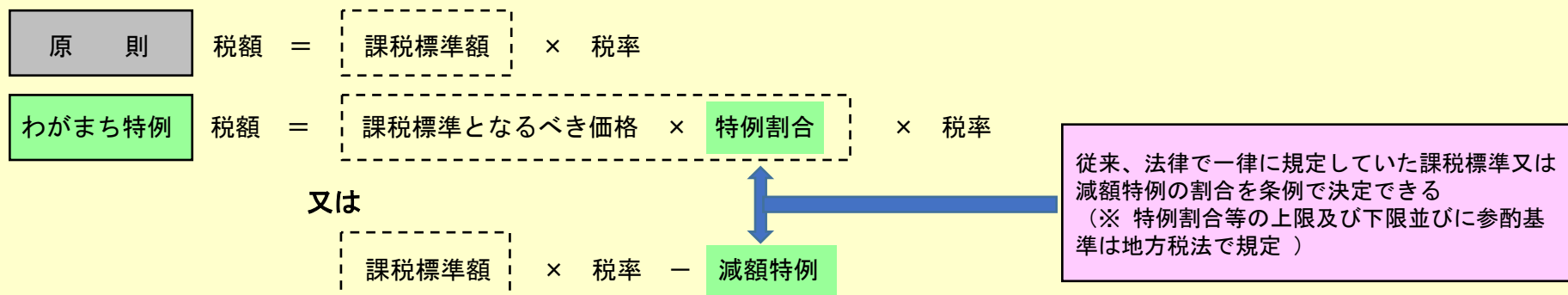
ア 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定について（市税条例 附則第8条の2）

（ア）改正の背景

地方税法に定められた範囲内で、市税条例により課税標準の特例割合等を定めている項目について、令和8年度税制改正に伴い、適用要件の変更や適用期限の延長等が行われたことから、条例を改正するもの。

わがまち特例とは

- 固定資産税及び都市計画税の特例措置（新築住宅に対する軽減や、住宅用地に対する特例など）について、地方自治体が、税制を通じて地域の実情に応じた政策を展開できるようにするという観点から、国が一律に定めていた内容を、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度税制改正により導入されたもの



（イ）改正の内容

- a 再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光発電設備について、ペロブスカイト太陽電池による発電設備に限定した特例割合の設定
- b 浸水被害の防止・軽減対策のために、民間事業者が設置する「浸水防止用設備」に係る特例割合の設定

(2) 固定資産税関係

ア 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定について（市税条例 附則第8条の2）

（ウ）再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）に係る特例割合の設定

概 要	太陽光発電設備については、従来から特例割合を設定していたが、令和8年度税制改正により、対象となる設備が「ペロブスカイト太陽電池※」に限定されたことから、特例割合を条例で定めるもの		
対象資産	グリーンイノベーション基金の採択事業者によって生産されたペロブスカイト太陽電池による発電設備		
取得期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで	適用期間	課税初年度から3年度分
特例割合の範囲	1/3 ～ 2/3（参酌基準：1/2）	本市の特例割合	1/3（最大軽減）

※ペロブスカイト太陽電池とは、従来のシリコン系太陽電池に比べ、薄くて、軽く、柔軟であるなどの特性があり、設置が難しかった場所にも導入できるものとして期待されている。

特例割合の決定理由

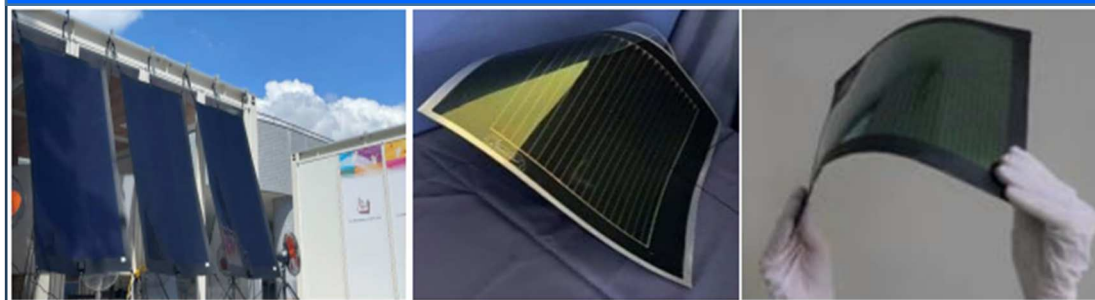
本市は、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ長崎」を宣言している。

計画的な脱炭素社会づくりを目指すには、再生可能エネルギーの導入が必要であり、事業者へのインセンティブとして、十分な優遇措置を講じる必要があるため、これまでと同様に軽減割合が最も高い1/3を適用する。

施行日

公布の日

ペロブスカイト太陽電池 イメージ



《建物屋根》

想定される用途

《建物壁面》



実証実験



壁面設置イメージ

(2) 固定資産税関係

ア 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定について （市税条例 附則第8条の2）

(エ) 浸水防止用設備に係る特例割合の設定

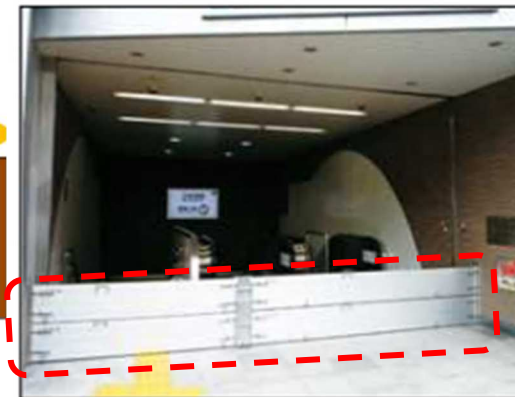
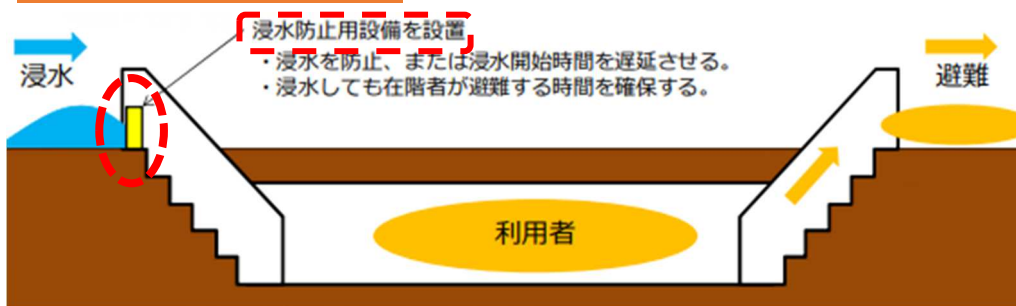
概 要	洪水時、雨水出水時又は高潮時に備えた浸水防止用設備の民間事業者による導入を促進し、地域全体の防災・減災力の向上を図るため、浸水防止用設備に係る特例割合を条例で定めるもの		
対象資産(※)	水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき、地下街等の所有者又は管理者が取得する浸水防止用設備		
取得期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで	適用期間	課税初年度から5年度分
特例割合の範囲	1/2 ～ 5/6（参酌基準：2/3）	本市の特例割合	2/3（参酌基準）

※浸水防止用設備に係るわがまち特例は、平成26年度地方税制改正により創設されたが、長崎県が令和7年に高潮浸水想定区域を指定したこと等を受け、令和8年度に浸水想定区域内における該当施設の有無の調査を予定しており、対象資産の把握が見込まれる。

特例割合の決定理由

本市は、地形的特性や気象条件から、局地的豪雨や「あびき」等による洪水や高潮の浸水被害の発生リスクが高く、市民生活や都市機能に重大な影響を及ぼす恐れがあり、浸水被害の防止・軽減対策の推進が重要な課題となっているが、特例割合については、他都市での設定割合を参考に、地方税法の参酌基準である2/3とする。

浸水防止用設備の例



防水板



防水扉

施行日 公布の日

(2) 固定資産税関係

ア 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定について（市税条例 附則第8条の2）

参考：長崎市における「わがまち特例」の一覧

今回改正（特例割合の設定等）

適用期間の延長

番号	特例名称		参酌割合（最大～最小）	本市の割合	軽減期間	取得期限	特例の区分	
1	家庭的保育事業		1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	制限なし	特例割合	
2	居宅訪問型保育事業		1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	制限なし	特例割合	
3	事業所内保育事業		1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	制限なし	特例割合	
4	公害防止用設備	汚水又は廃液処理施設	1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	R10.3.31	特例割合	
5	都市再生認定事業	都市再生緊急整備地域	3/5（1/2～7/10）	1/2	5年度分	R11.3.31	特例割合	
6	津波避難施設等	①指定避難施設	2/3（1/2～5/6）	5/6	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		②協定避難用部分	1/2（1/3～2/3）	2/3	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		③協定避難用部分（建設中・建設予定）	1/2（1/3～2/3）	2/3	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		④指定避難用償却資産	2/3（1/2～5/6）	5/6	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		⑤協定避難用償却資産	1/2（1/3～2/3）	2/3	5年度分	R9.3.31	特例割合	
7	再生 発 電 設 備 ※ ル ギ ー	①太陽光	ペロブスカイト太陽電池	1/2（1/3～2/3）	1/3	3年度分	R11.3.31	特例割合
		②水力	ア 出力 5,000kW未満	1/2（1/3～2/3）	1/3	3年度分	R11.3.31	特例割合
			イ 出力 5,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	7/12	3年度分	R11.3.31	特例割合
		③地熱	ア 出力 1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	1/2	3年度分	R11.3.31	特例割合
			イ 出力 1,000kW以上	1/2（1/3～2/3）	1/3	3年度分	R11.3.31	特例割合
		④バイオマス	出力10,000kW未満	1/2（1/3～2/3）	1/3	3年度分	R11.3.31	特例割合
8	浸水防止用設備		2/3（1/2～5/6）	2/3	5年度分	R11.3.31	特例割合	
9	一体型滞在快適性等向上施設		1/2（1/3～2/3）	1/2	5年度分	R10.3.31	特例割合	
10	サービス付き高齢者向け賃貸住宅		2/3（5/6～1/2）	1/2	5年度分	R9.3.31	減額特例	
11	マンション大規模改修（長寿命化）		1/3（1/2～1/6）	1/3	1年度分	R9.3.31	減額特例	

※風力発電設備は、洋上風力発電と陸上風力発電に区分再編されたが、取得期限内（令和11年3月まで）において対象施設の見込みがないことから、特例割合は設定しない。

（注）「バリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物に係る税額の減額措置」について、当該建築物の改修需要は限定的であり、市民ニーズの高い歩道や公共交通の

バリアフリー化を優先課題としているため、減額特例は設定しない。

(2) 固定資産税関係

イ 固定資産税の免税点の見直しについて（市税条例 第36条）

(ア) 改正の背景

物価指数等が上昇していることを踏まえ、地方税法に規定する固定資産税の免税点について見直しが行われたことから、条例に規定する免税点も改正するもの（前回見直し：平成3年）

－免税点とは－

市内において同一人物（共有の場合は共有形態ごと）が所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計が、一定の額に満たない場合に固定資産税を課することができないとする金額。

(イ) 改正の内容

- 土地：30万円（据え置き） ※前回見直し時（平成3年）と比較した場合、地価が下落しているため
- 家屋：20万円 ⇒ 30万円
- 償却資産：150万円 ⇒ 180万円

(ウ) 影響額（令和7年度概算）

区分	対象者数	影響額	影響額合計
家屋	2,334人	▲9,315千円	▲18,467千円
償却資産	399人	▲9,152千円	

(エ) 施行日

令和9年4月1日（令和9年度課税より適用）

3 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第23条の8 [略] 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6 <u>第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第25条の2 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに省令第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第	(寄附金税額控除) 第23条の8 [略] 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6 <u>第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第25条の2 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに省令第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第

3 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の3の2第1項第3号<u>並びに</u>第25条の3の3第1項<u>及び</u><u>第2項第4号</u>において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の8の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者については、この限りでない。 2～9 [略] （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第25条の3の2 [略] (1) [略] (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事	314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の3の2第1項第3号<u>及び</u>第25条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の8の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者については、この限りでない。 2～9 [略] （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第25条の3の2 [略] (1) [略] (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事

3 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
業専従者に該当するものを<u>除く。次条第1項第2号において同じ。)</u> (合計所得金額が133万円以下であるものに限る。) の氏名 (3)・(4) [略] 2～4 [略] 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、市長が定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。次条<u>第5項</u>及び第31条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 6 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第25条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年</u>	業専従者に該当するものを<u>除き</u>、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。<u>次条第1項において同じ。</u>）の氏名 (3)・(4) [略] 2～4 [略] 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、市長が定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。次条<u>第4項</u>及び第31条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 6 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第25条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得</u>

3 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> <u>(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第31条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公</u>	<u>割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第31条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 当該公的年金等支払者の名称</u> <u>(2) 特定配偶者の氏名</u> <u>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>(4) その他市長が定める事項</u>

3 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 公的年金等支払者の名称</u> <u>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> <u>(3) 特定配偶者の氏名</u> <u>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>(5) その他市長が定める事項</u> <u>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告</u>	[新設] <u>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定に</u>

3 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、市長が定めるところにより、<u>第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項</u>又は<u>同条</u>第1項の規定による申告書を提出することができる。 <u>4</u> [略] <u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が政令<u>第48条の9の8</u>において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、市長が定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第36条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋又	よる申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、市長が定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3</u>第1項の規定による申告書を提出することができる。 <u>3</u> [略] <u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が政令<u>第48条の9の7の3</u>において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、市長が定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第36条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋又

3 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては固定資産税を課さない。 附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条の2 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第23条の3の規定による控除の適用については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」とすることができる。 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第6条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4	は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては固定資産税を課さない。 附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第23条の3の規定による控除の適用については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」とすることができる。 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第6条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4

3 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第23条の4及び第23条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 [略] （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第6条の8 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 [略] 第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第	第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第23条の4及び第23条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 [略] （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第6条の8 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 [略] 第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第

3 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項<u>(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第23条の8第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の2 [略] 2～7 [略] <u>8 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>9～13</u> [略] <u>14 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>15～17</u> [略]	7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条の8第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の2 [略] 2～7 [略] [新設] <u>8～12</u> [略] [新設] <u>13～15</u> [略]